

平成 27 年 8 月 18 日

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者機構日本  
専務理事 磯辺 浩一 様

株式会社フェニックス  
代表取締役 永倉憲孝

「平成 27 年 7 月 15 日付け回答及び調査報告のお願い」について

拝 啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。  
先般貴機構より送付されました回答及び調査報告のお願いについて、下記の通り申し上げます。

1. 『契約条項 一般約款 4』の記載にかかわらず、自動車売買価格の 20% の違約金を請求する行為を行わないとの当機構からの要請に対する回答  
⇒今後、行いません。
2. 消費者からの契約解除の際に自動車売買価格の 20% の違約金を求める旨の特約を使用していることの実情調査と、是正対応実施状況の報告  
⇒当社の調査結果としてフェニックス野川センター、中原センター、上越センター、津栗真店、長野篠ノ井店が特記事項等に数枚記入している契約がございました。現在は、是正対応として上記の店舗へ「20% の違約金」との文言を勝手に記入しないことを改めて周知徹底するとともに、本社管理部門が契約書チェック(全店舗)の最終責任として新フローを構築し、以後このようなことが無いよう仕組みを作り実施しております。

敬 具

本件担当者	株式会社フェニックス 総務部 [REDACTED]
住所	〒216-0011 神奈川県川崎市宮前区犬蔵一丁目九番一号
電話/FAX	044-976-8181 / 044-976-8622
e-mail	[REDACTED]